

神奈川県経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、経営所得安定対策及び水田活用の直接交付金（以下「経営所得安定対策等」という。）を推進するため、県段階の農業再生協議会等（以下「県協議会」という。）、並びに地域段階の地域農業再生協議会（以下「地域協議会」という。）及び市町村が、第2条に定める補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象及び補助率)

第2条 補助事業、補助対象事業者、補助対象とする取組及び補助率は別表第1のとおりとする。

(申請書の提出期日等)

第3条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）の提出期日は知事が別に定める日までとする。

2 神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号。以下「財務規則」という。）第19条第1項第6号の規定により、環境農政局総務室長が地域県政総合センター所長又は横浜川崎地区農政事務所長に支出負担行為を委任した補助事業については、「知事」をそれぞれ「地域県政総合センター所長」又は「横浜川崎地区農政事務所長」と読み替えるものとする。以下同じ。ただし、第11条第1項及び第2項を除く。

3 規則第3条第2項の規定による交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 地域推進活動計画（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

4 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額。以下「当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」という。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係

る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付)

第4条 補助金の交付は精算払とする。ただし、補助事業の円滑な推進を図るうえで必要と認められるときは概算払により交付できる。

- 2 前項のただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとする補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた後に補助金概算払請求書（第4号様式）を提出するものとする。
- 3 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の第3・四半期末日現在において、知事が別に定める方法により、遂行状況を当該年度の1月15日までに報告しなければならない。ただし、補助金概算払請求書（第4号様式）をもってこれに代えることができる。
- 4 知事は、前項に定める時期のほか、推進事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めることができることとする。

(交付条件)

第5条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

別表第1の2、別表第1の3に掲げる経費の合計の30%以内の増減
(補助金額の増額を伴う変更は除く。)

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、規則第2条第4項に規定する間接補助金等を交付しようとする場合は、同条第6項に規定する間接補助事業者等に対し、第5条第1号から第3号、第6条、第8条第1項、第9条、第10条、第11条、第12条及び第13条に準ずる条件並びに第5条第5号及び規則第17条と同一の条件を付さなければならない。
- (5) その他別表第2に掲げる法令、規則及び通知並びにこの要綱の定めに従わなければならない。

(変更、中止又は廃止の承認)

第6条 前条第1号又は第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合

は、経費の配分及び事業内容の変更（中止又は廃止）承認申請書（第5号様式）に変更の理由及び内容又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

（申請の取り下げのできる期間）

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

（契約等）

第8条 補助事業者は、推進事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、推進事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 補助事業者（地方公共団体を除く）は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、申立書（第6号様式）の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（実績報告）

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、実績報告書（第7号様式）に次の書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 事業実施状況報告（第2号様式）
- (2) 収支精算書（第3号様式）
- (3) 残高の確認ができる書類（勘定報告書又は通帳等の写）
- (4) 財産管理台帳（第8号様式）の写
- (5) 委託、契約に係るものは、契約書の写
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 前項に定める実績報告書の提出期日は、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する県の会計年度の3月31日のいずれか早い日とする。

ただし、補助金の全額が概算払により交付された場合は、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する県の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

3 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するにあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 10 条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第 9 号様式）により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社及び支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第 11 条 規則第 17 条第 2 号の規定により知事が別に定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格が 50 万円以上のものとする。

2 規則第 17 条ただし書の規定により知事が別に定める期間(以下「処分制限期間」という。)は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間とする。

3 補助事業者は、処分制限期間中において、規則第 17 条に規定する財産（以下「取得財産等」という。）を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 前項による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。

(書類の整備等)

第 12 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、財産管理台帳（第 8 号様式）及びその他関係書類（以下「財産管理台帳等」という。）を整備保管しておかなければならない。

3 第 1 項に規定する帳簿及び証拠書類については、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から 10 年間又は処分制限期間のいずれか長い期間、前項に規定する財産管理台帳等については対象財産の処分制限期間を経過する日までの間、それぞれ保存しなければならない。

4 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する帳簿、証拠書類及び財産管理台帳等（以下「証拠書類等」という。）の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は知事）に証拠書類等を引き継がねばならない。

5 前4項の証拠書類等のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(残有物件の処理)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を知事に報告しその指示を受けなければならない。

(届出事項)

第14条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに第10号様式から第11号様式より、知事にその旨を届け出なければならない。

(1) 所在地又は代表者を変更したとき。

(2) 天災地変その他の事故により規則第17条の規定により定めた財産を損傷又は亡失したとき。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年6月17日から施行する。

2 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

3 この要綱は、平成24年4月24日から施行する。

4 この要綱は、平成25年4月10日から施行する。

5 この要綱は、平成26年4月18日から施行する。

6 この要綱は、平成27年4月20日から施行する。

7 この要綱は、平成29年6月16日から施行する。

8 この要綱は、平成30年4月17日から施行する。

9 この要綱は、平成31年4月12日から施行する。

10 この要綱は、令和2年5月13日から施行する。

この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

11 この要綱は、令和3年11月11日から施行する。

この通知による改正前の様式に基づいて実施された事業については、なお従前の例によることができるものとする。

12 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

この通知による改正前の様式に基づいて実施された事業については、なお従前の例によることができるものとする。

13 この要綱は、令和6年12月27日から施行する。

- 14 この要綱は、令和7年4月25日から施行する。
この通知による改正前の様式に基づいて実施された事業については、なお従前の例によることができるものとする。